会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第 ８０ 号
令和４年４月１２日

郡市医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
(担当常任理事　　丸　木　雄　一)

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る参加医療機関の
追加募集について（通知）

さて、標記の件について、別添のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありました。

標記事業は、国の院内感染の概況を把握し、情報の共有が図られることで、院内感染対策を推進することが期待されているものです。募集は毎年１月から行っておりましたが、今後は毎月追加募集をおこなうそうです。

ついては、各保健所より対象医療機関あてに通知されますが、本年より対象医療機関に診療所が含まれることとなりましたので、ご周知方よろしくお願いします。

参加申込書は、JANIS のサイトより必要事項を入力し、印刷、押印し、該当保健所あてに提出となります。(保健所はとりまとめて県医療整備課に送付)（政令、中核市については、市保健所、さいたま市は地域医療課から直接厚労省へ送付）

また、本事業について、JANIS の HP をご確認の上、お申込ください。

なお、参加医療機関リストは JANIS の HP において公表されているそうです。

担　当：業務Ⅰ課　石田
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

埼加八潮医師会
収受
4.4.13
第 52 号

医第５－２号
令和４年４月５日

一般社団法人埼玉県医師会長　様

埼玉県保健医療部長　山崎　達也
（公印省略）

院内感染対策サーベイランス事業（ＪＡＮＩＳ）に係る参加医療機関の
追加募集について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和４年３月２２日付け健感発０３２２第３号にて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員への周知について特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。参考に、県保健所から医療機関への通知例を添付します。

また、本サーベイランス事業への参加募集のお知らせについては、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業のホームページに掲載されていますので、下記を御参照ください。

記

≪参考≫
厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業のホームページ
「参加・脱退するには」　https://janis.mhlw.go.jp/participation/join.html

担　　当　医療整備課医務担当　池田
電　　話　０４８－８３０－３５３９
ＦＡＸ　０４８－８３０－４８０２
E-Mail　a3530-03@pref.saitama.lg.jp

健感発 0322 第 3 号
令和 4 年 3 月 22 日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）に係る
参加医療機関の追加募集について

平素より、医療機関における院内感染対策の推進につきましては、御高配をいただき、ありがとうございます。

さて、平成 12 年度より実施している院内感染対策サーベイランス事業（JANIS）は令和 4 年 1 月現在、2473 医療機関に参加いただいております。

院内感染対策は、医療従事者間での情報共有が重要であり、JANIS が提供する定期的な還元情報により、院内での情報共有が図られることで、院内感染対策を推進することが期待されます。

今般、薬剤耐性(AMR)対策アクションプランに基づき、医療機関の外来部門の薬剤耐性の動向を正確に把握する観点から、診療所が対象であることを明確化。また従来、毎年 1 月から参加募集を行っていたところ、毎月追加募集を行うこととといたしました。

つきましては、医療機関から提出される別紙様式 1－1～1－5 を衛生主管部局ごとにとりまとめの上、自治体から各月の 15 日までに当職宛てにご提出いただいた医療機関について、翌月 15 日までにログイン情報通知書が届くように手配します（翌月 15 日までにログイン情報通知書が医療機関に届かない場合には、自治体と当該医療機関の間で、参加申込の状況の確認をお願い致します。そのため、参加申込書の郵送には記録の残る方法を推奨致します）。参加申し込みの翌々月から、医療機関にはサーベイランスデータを御提出頂きます。

あわせて参加希望医療機関への周知方よろしくお願いいたします。

（県保健所用参考文例）

発　　番
令和４年　　月　　日

各医療機関　管理者　様

埼玉県○○保健所長　氏名
（公印省略）

院内感染対策サーベイランス事業（ＪＡＮＩＳ）に係る参加医療機関の
追加募集について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省健康局結核感染症課長から通知がありました。

つきましては、厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業のホームページを御確認いただき、参加を希望される場合には、下記により参加申込書を埼玉県保健医療部医療整備課医務担当あてに御提出ください。

なお、本サーベイランス事業は、インターネット環境がない場合には、参加することができませんので御了承ください。

記

１　厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業のホームページ
「参加・脱退するには」　https://janis.mhlw.go.jp/participation/join.html

２　提出書類
『院内感染対策サーベイランス　○○部門　参加申込書』
※　同ホームページの「参加申込書作成フォーム」に必要事項を入力し、印刷した参加申込書に病院長印を押印して提出先に簡易書留等で御郵送ください。

３　提出期限
毎月最終日
※　各月の最終日までに御提出いただいた医療機関についてとりまとめ、翌月１５日までに県医療整備課へ送付、その後厚生労働省結核感染症課へ送付し、翌々月１５日までにログイン情報通知書が医療機関へ届く予定となります。

4　注意事項

（1）　手書きの参加申込書は受け付けられません。

（2）　検査部門、全入院患者部門、手術部位感染（ＳＳＩ）部門、集中治療室（ＩＣＵ）部門及び新生児集中治療室（ＮＩＣＵ）部門の計５部門の申込書があります。参加を希望される部門について、それぞれ申込書を作成し、御提出ください。

なお、一医療機関における参加希望部門数について制限はありません。

（3）　既にいずれかの部門に参加されている医療機関については、新たに参加を希望する部門についてのみ申込書を御提出ください。

院内感染対策サーベイランス実施要綱改訂箇所
改訂履歴（2022 年 3 月）

Ver6.0（2022年3月）

変更箇所（変更前の頁）	変更前	変更後
2頁 上から8行目	医療機関（原則として19床以下の診療所を除く。）	医療機関

院内感染対策サーベイランス事業実施要綱

第１　趣旨及び目的

院内感染対策サーベイランス事業（以下「本サーベイランス」という。）については、平成１２年から本サーベイランスの趣旨に賛同して参加を希望した医療機関（以下「参加医療機関」という。）の協力を得て、医療機関における院内感染対策を支援するため実施されてきたところである。

平成１８年６月に「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」が成立し、平成１９年４月より医療法第６条の１０に基づき、安全管理や院内感染対策のための体制整備がすべての医療機関に義務づけられることとなる。

本サーベイランスは、各医療機関内において実施される感染症の発生状況の報告その他の院内感染対策の推進を目的とした改善方策を支援するため、全国の医療機関における院内感染の発生状況、薬剤耐性菌の分離状況及び薬剤耐性菌による感染症の発生状況等に関する情報を提供することを目的として実施するものである。

第２　実施主体

実施主体は、国とする。ただし、その業務の一部を適当な者に委託することができる。

第３　実施体制の整備

１　厚生労働省健康局結核感染症課

厚生労働省健康局結核感染症課は、参加医療機関より提出されたデータを集計し、解析評価を加えた情報を参加医療機関に定期的に還元する。また、院内感染対策に関する学識経験者からなる院内感染対策サーベイランス運営会議をおく。

２　院内感染対策サーベイランス運営会議

本サーベイランスの適切な運営を図るため、参加医療機関より提出されたデータの精査等を行う。

３　国立感染症研究所

解析評価において、国立感染症研究所が厚生労働省健康局結核感染症課及び院内感染対策サーベイランス運営会議に対し、助言及び支援を行う。

4　参加医療機関

参加医療機関は定められたデータの提出を行い、また、本サーベイランスにより還元のあった解析評価情報を基に、当該各医療機関における院内感染対策の推進を図る。

第4　事業の実施

1　参加医療機関の募集

厚生労働省健康局結核感染症課は、本サーベイランスへの参加を希望する医療機関を、都道府県・保健所設置市・特別区を通じて募集する。

2　医療機関の参加登録

医療機関は参加を希望するサーベイランス部門及び担当者に関する必要事項を都道府県・保健所設置市・特別区を通じて、厚生労働省健康局結核感染症課に登録する。

なお、本サーベイランスの実施形態は、以下の（1）から（5）であり、参加医療機関は、参加を希望するそれぞれについて登録を行う。

（1）検査部門サーベイランス
（2）全入院患者部門サーベイランス
（3）手術部位感染(SSI)部門サーベイランス
（4）集中治療室(ICU)部門サーベイランス
（5）新生児集中治療室(NICU)部門サーベイランス

3　実施方法等

（1）参加医療機関

各部門のサーベイランスにおいて医療機関が提出するデータ及び提出期間、提出方法等は別途配布する「院内感染対策サーベイランスマニュアル」による。

（2）解析評価情報の還元

厚生労働省健康局結核感染症課は、参加医療機関より提出されたデータを集計し、解析評価を加えた情報を定期的に還元する。解析評価及び還元においては国立感染症研究所が技術的助言及び支援を行う。

4　参加医療機関の脱退

本サーベイランスからの脱退を希望する参加医療機関は、病院長名で厚生労働省健康局結核感染症課に対し届出を行うものとする。

5　個人情報の保護

本サーベイランスによって得られたデータ及び解析評価情報については、全国の医療機関における院内感染対策を支援する目的以外には使用しない。参加医療機関の名称及び参加部門名は原則として公開するが、個別の医療機関等の同定を可能とするデータ及び解析評価情報は、参加医療機関の了承を得ることなくこれを公開しない。個人情報保護のための措置の詳細については、別途配布する「院内感染対策サーベイランスマニュアル」による。

第５　本サーベイランスの見直し

本サーベイランスは、事業開始後の運用実績等を踏まえ、院内感染対策サーベイランス運営会議において、サーベイランス項目の見直し、追加等の必要な検討を行うこととする。

第６　その他

本実施要綱の制定に伴い、院内感染対策サーベイランス実施要綱（「院内感染対策サーベイランス」にかかる参加医療機関の募集について（平成１２年５月１日医薬安発第６２号安全対策課長通知）の別添）は廃止する。

改訂履歴

制定　２００７年２月２２日　ver1.0
改訂　２０１０年１１月２５日　ver1.1
改訂　２０１４年９月８日　ver2.0
改訂　２０１５年３月３０日　ver3.0
改訂　２０１７年４月１日　ver4.0
改訂　２０１８年５月２４日　ver5.0
改訂　２０２２年３月〇日　ver6.0